中城村納税通知書等封筒有料広告掲載取扱基準

（趣旨）

第１条　この基準は、村の財政収入の確保及び地元企業の活性化等を図るため、募集した広告を中城村納税通知書等封筒（以下「封筒」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（封筒の種類）

第２条　広告を掲載する封筒の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　村民税・県民税・森林環境税（普通徴収）の納税通知書発送用封筒

（２）　軽自動車税の納税通知書発送用封筒

（３）　固定資産税の納税通知書発送用封筒

（４）　国民健康保険税の納税通知書発送用封筒

（５）　後期高齢医療の保険料通知書発送用封筒

（６）　各種共通発送用封筒

（広告の掲載基準）

第３条　掲載できる広告は、村民生活に関連するものであって、その範囲は、次の各号いずれにも該当しないものとする。

（１）　公共性を損なうおそれのあるもの

（２）　政治活動及び宗教活動に係るもの

（３）　暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの

（４）　個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの

（５）　公序良俗に反するもの

（６）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの又はこれに類するもの

（７）　青少年の健全育成上好ましくないもの

（８）　誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

（９）　商品先物取引及び貸金業に類するもの

（１０）人権を害するおそれのあるもの

（１１）第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの

（１２）法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの

（１３）本村又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの

（１４）その他村長が村の広告掲載として適当でないと認めるもの

（広告掲載の優先順位）
第４条　広告を掲載する優先順位は、次の順位とする。
（１）　国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
（２）　私企業のうち、村内に事業所等を有するものの広告
（３）　前２号の規定に該当しないものの広告
（４）　前３号に掲げるもののほか、村長が掲載する広告として適当であると認めるもの

（広告の規格及び掲載位置）
第５条　広告の規格及び掲載位置は、次に揚げるとおりとする。
（１）　広告枠は縦６センチメートル×横８センチメートルの２枠とし、広告の掲載位置は封筒裏面（別図）とする。
（２）　広告の色は、封筒で使用されている色と同色とする。

（封筒の使用期間）
第６条　封筒の使用期間は、毎年、４月１日から１年間とする。ただし、期間の途中で作成した枚数を全て使用したとき、又は村長が必要と認めるときは、この限りでない。

（広告掲載の募集）
第７条　広告掲載の募集については、広報なかぐすく及び村ホームページで公募する。
２　前項の規定にかかわらず、広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）がいない場合は、村長は、事業者等に個別に広告掲載についての働きかけをすることができる。

（広告掲載の申込み）
第８条　申込者は、納税通知書等封筒広告掲載申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）を持参又は郵送の方法により村長に提出しなければならない。
この場合において、書類の提出先は、別表のとおりとする。
２　前項の場合において、申込者は、村税等を完納していなければならない。

（広告主の選定）
第９条　村長は、前条の規定により提出された書類を審査し、広告掲載者（以下「広告主」という。）を選定する。
２　村長は、前項の規定による審査を終えたときは、申込者に対し、納税通知書等封筒有料広告掲載可否決定通知書（様式第２号）によりその結果を通知するものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第１０条　前条の規定により選定された広告主は、村長が定める期日までに掲載希望広告の案を提出し、村長に広告掲載の承認を求めなければならない。

２　村長は、掲載希望広告の内容を審査し、掲載の可否を決定する。

３　村長は、第１項の規定により提出された掲載希望広告の内容について、次条に規定する広告審査会において審査し、必要がある場合は、広告主に修正を求めることができる。

（広告審査会の設置）

第１１条　広告の掲載に関し、その適否の審査を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第１２条　審査会は、次の者をもって組織する。

（１）　会長　当該広報媒体を所管する課長

（２）　副会長　当該広報媒体を所管する係長

（３）　委員　当該広報媒体を所管する課員

２　審査会の事務局は、当該広報媒体を所管する課におく。

（審査会の会議等）

第１３条　会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　審査会の会議は、会長が招集し、議事は、出席者の過半数で決定する。

４　審査会の会議を招集する暇がないと会長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

（広告掲載料）

第１４条　広告掲載料は、様式第２号に記載した価格とする。

（広告掲載料の納入）

第１５条　広告主は、村長が指定する期日までに、村の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

（広告掲載料の返還）

第１６条　既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料は全額返納する。

２　前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第１７条　広告主は、掲載広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、掲載広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び掲載広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、村長に対し保証するものとする。

３　広告主は、掲載広告の内容等に関し、第三者から苦情、被害救済の申し出、損害賠償の請求等があった場合は、広告主の責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

４　広告主は、村長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第１８条　村長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）　村長が指定する期日までに広告案を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。

（２）　その他村長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（補則）

第１９条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第８条関係）

封筒の種類	提出先
村民税及び県民税（普通徴収）の納税通知書発送用封筒 村民税県民税申告書発送用封筒 軽自動車税の納税通知書発送用封筒 固定資産税の納税通知書発送用封筒	税務課
国民健康保険税の納税通知書発送用封筒 後期高齢者医療保険料の納付通知書発送用封筒	健康保険課
各種共通発送用封筒	各担当課